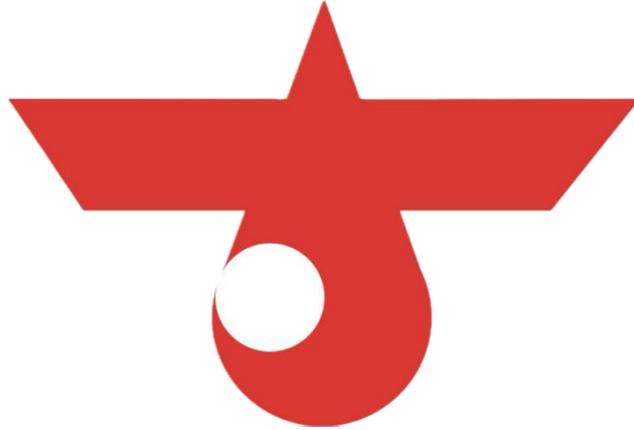


千歳市自主防災組織等活動支援助成金

～申請の手引き～

令和8年度版



千歳市総務部危機管理課

# 千歳市自主防災組織等活動支援助成金

## ～申請の手引き～

### — 目 次 —

- 1 趣旨・目的
- 2 助成対象
- 3 事業期間
- 4 助成の対象となる経費
- 5 申請可能回数
- 6 助成金の額
- 7 手続きの流れについて
- 8 助成対象の例
- 9 よくある質問

#### —参考資料—

千歳市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱

千歳市自主防災活動推進要綱

千歳市自主防災組織等活動支援助成金交付事務取扱要領

こちらから要綱や指定様式を  
ダウンロードできます  
【千歳市公式ホームページ】



#### お問い合わせ先

千歳市総務部危機管理課 防災・危機対策係

住 所：〒066-8686

千歳市東雲町2丁目34番地

電話：0123-24-0144 FAX：0123-22-8852

Mail：kikikanri@city.chitose.lg.jp

## 1 趣旨・目的

この助成金制度は地域住民による自主的かつ継続的な防災活動を行う自主防災組織に対し、助成金を交付することにより、共助を支える自主防災組織の活動を促進することを目的としています。

## 2 助成対象

自主防災組織を結成している町内会等及び、結成予定の町内会等が対象です。

## 3 事業期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※交付申請から実績報告までの手続きを指します。

※交付申請の締め切りは令和8年5月28日（木）必着となります。

## 4 助成の対象となる経費

### A 防災活動支援（ハード）

自主防災組織が行う防災資機材の購入にかかる費用が対象となります。

### B 防災活動支援（ソフト）

自主防災組織が行う防災活動事業のうち、次の経費が対象となります。

- ・研修会等の開催、防災マップ、パンフレット等の作成費又は購入費。
- ・自主防災組織が行う防災活動事業のうち、防災訓練又は視察研修の開催などに係る経費など。

### C 設立準備支援（ソフト）

自主防災組織未結成の町内会・自治会などが、自主防災組織設立に向け行う事業が対象となります。

### D 防災倉庫設置支援（手数料）

市の許可を受けて都市公園内に防災倉庫を設置する場合の手数料が対象となります。

※千歳市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱第3条で定める項目です。

※助成対象の例は4ページ以降に掲載しています。

※各町内会等から提出された助成申請金額（総額）が予算額を超えた場合、抽選等の方法により助成対象団体を決定します。

【次の費用は助成対象となりません】

- ・ 物品等を購入するにあたり代金を振り込む場合の振込手数料。
- ・ 防災活動で使用せず専ら備蓄を目的とする、または個人の所有物となる物品等。

※いずれの経費も、交付決定を受ける前に支出した費用は助成対象となりませんのでご注意ください。

## 5 申請可能回数

1 組織における申請可能回数は、同一年度内において各区分 1 回までとなります。ただし、A【防災活動支援（ハード）】については、当面の間、年度を問わず 1 組織 1 回限りの申請となります。

また、1 組織における交付限度回数は次の表のとおりです。

	事業区分	交付限度回数
A	防災活動支援（ハード）	年度を問わず 1 組織につき 1 回限り
B	防災活動支援（ソフト）	年度内 1 回、毎年度申請可能
C	設立準備支援（ソフト）	年度内 1 回、1 組織 2 回まで申請可能
D	防災倉庫設置支援（手数料）	年度内 1 回、複数回申請可能

※千歳市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱第 4 条で定める項目です。

※D【防災倉庫設置支援（手数料）】について、複数回申請する場合は事前に担当にご相談ください。

## 6 助成金の額

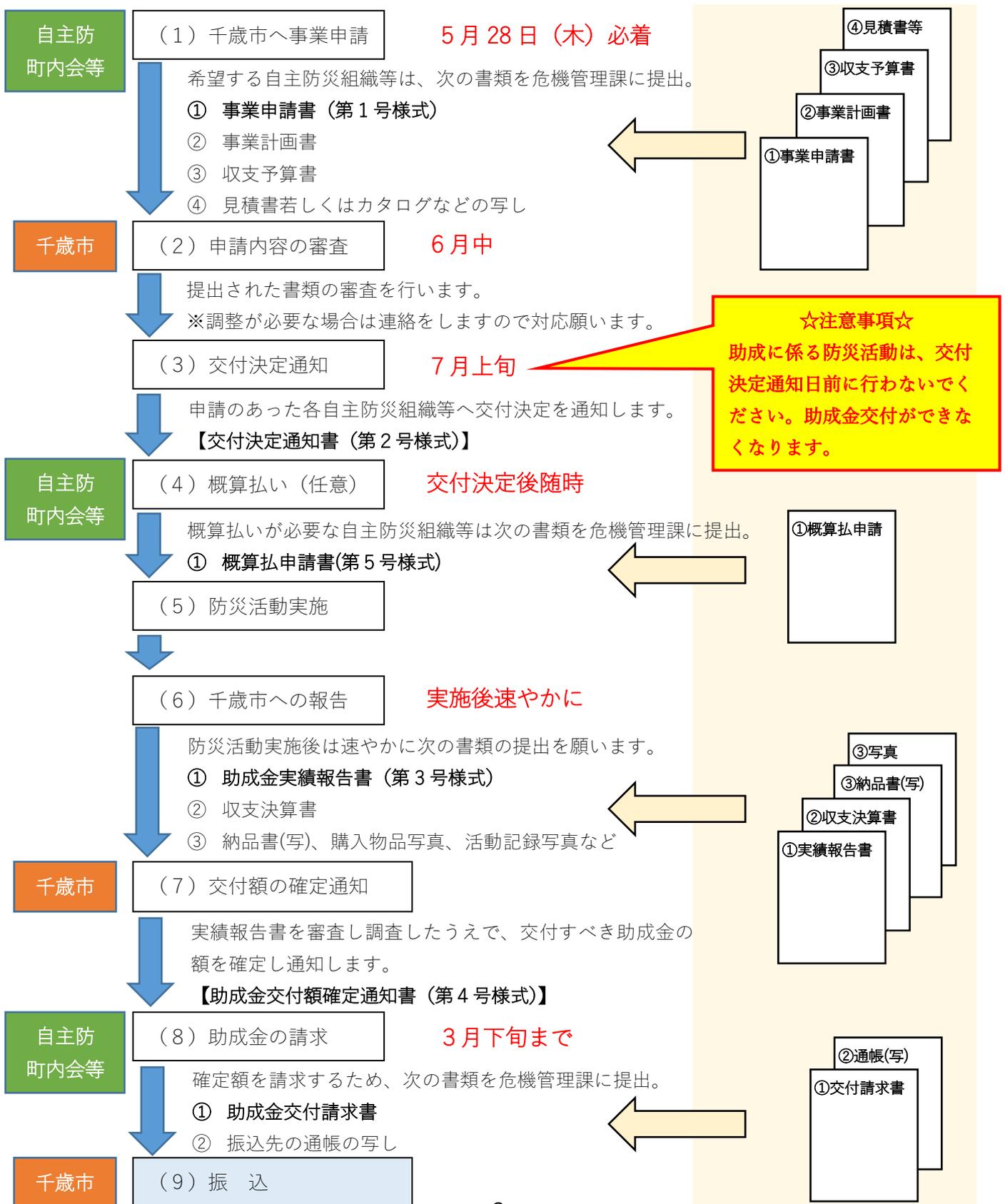
助成金の額は、助成対象者が支出した区分ごとに助成対象経費の額（千円未満切捨て）となります。ただし、事業区分ごと助成できる限度額を設定しています。

	事業区分	助成限度額
A	防災活動支援（ハード）	50 万円
B	防災活動支援（ソフト）	8 万円
C	設立準備支援（ソフト）	2 万円
D	防災倉庫設置支援（手数料）	1 万 5 千円

※千歳市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱第 4 条で定める項目です。

## 7 手続きの流れについて

年間を通じて、次に示すような事業進行となる予定です。(日にちは変更となる場合があります)



## 助成対象の例

### A 防災活動支援（ハード）※自主防災組織結成団体対象

（年度を問わず1回限り 上限50万円）

自主防災組織が行う防災資機材の購入にかかる費用が対象となります。

#### 基本資機材

懐中電灯	ラジオ	発電機	ポータブルストーブ
			
トランシーバー	ポリタンク	物置	
			

#### 救助用資機材

ジャッキ	スコップ	かけや	つるはし
			
ハンマー	バール	斧	のこぎり
			
チェーンソー	投光器	コードリール	
			

## 救護用資機材

車いす	リアカー	担架	毛布
			
寝袋	マット	簡易トイレ	
			

## その他の資機材

防災上有効なものとして市長が必要と認める資機材  
申請前に一度担当までお問い合わせ願います。

## B 防災活動支援（ソフト）※自主防災組織結成団体対象

（年度内1回、毎年度申請可能、1回あたり上限額8万円）

●自主防災組織が行う防災活動事業のうち、研修会等の開催、防災マップ、パンフレット等の作成費又は購入費が対象となります。

- ・防災研修会等の開催に係る消耗品費、会場借上、講師謝礼等の経費
- ・防災マップ、パンフレット、チラシ等の作成費または購入費

（例）・DIG（研修）を実施するうえで、地図やマジック、付箋等を購入する。

- ・市に講師を依頼し、講話を聴くために会場使用料を支払う。
- ・地域の防災マップを作成し、町内会の住民に配布する。

※他の主催事業等と合わせて実施する場合や他の情報と併用しての印刷物については、防災に関する内容が概ね2分の1以上実施される場合は対象となります。申請前に一度担当までお問い合わせ願います。



●自主防災組織が行う防災活動事業のうち、防災訓練又は視察研修の開催などに係る経費などが対象となります。

- ・防災訓練または視察研修に係る消耗品費、燃料、材料費、保険料の経費  
(例)・防災訓練での炊き出し訓練における非常食の経費。
  - ・防災視察研修に係るバス借上げ代。
  - ・防災訓練の参加者へ配布する防災グッズ。



### C 設立準備支援（ソフト）※自主防災組織未設置の町内会等の団体対象

（年度内1回、1組織2回まで申請可能、1回あたり上限額2万円）

自主防災組織未結成の町内会・自治会などが、自主防災組織設立に向け行う事業が対象となります。（内容は区分Bと同じ）

- ・研修会等の開催に係る消耗品費、会場借上、講師謝礼等の経費
- ・防災マップ、パンフレット、チラシ等の作成費または購入費

### D 防災倉庫設置支援（手数料）※自主防災組織結成団体対象

（年度内1回、複数回申請可能、1回あたり上限額1万5千円）

市の許可を受けて都市公園内に防災倉庫を設置する場合の手数料が対象となります。

- ・自主防災組織が行う防災倉庫設置事業  
公園内への防災倉庫を設置するにあたり、建築確認申請手数料及び完成検査申請手数料を助成します。

※市の許可を受けて都市公園内に防災倉庫を設置する場合に限りです。

※基本、建築確認申請手数料及び完成検査申請手数料を1セットで助成します。



## 9 よくある質問

Q1. 自主防災組織を結成する団体は町内会（自治会）のみ対象ですか。

A1. 町内会（自治会）を基本としますが、マンション単位やコミュニティ協議会で結成している団体もあります。

Q2. 事業所の自衛消防隊は対象になりますか。

A2. 対象外です。事業所の自衛消防隊は自主防災組織ではありません。千歳市自主防災組織等活動支援助成金交付要綱第2条に定める助成対象者が対象となります。

Q3. 当年度に区分Aで20万円の発電機の購入を考えている。翌年度に20万円のチェーンソーを購入したいと考えている。区分Aの上限が50万円となっているので、申請は可能ですか。

A3. 区分Aは年度を問わず1回限りの申請（助成）なので、年度を超えた申請できません。複数の防災資機材を合算して申請することは可能でありますので、発電機とチェーンソーを合わせた40万円を当年度で申請してください。

Q4. 区分Aで災害備蓄食料の購入を考えている。助成は可能ですか。

A4. 備蓄を目的とした食料等や、ローリングストック等の消耗品（トイレットペーパー、ガスボンベ等）は対象外となります。なお、訓練等で体験のための備蓄食料の購入は助成対象となります。

Q5. リースは対象になりますか。

A5. 区分Aにおいては「購入に要した経費」を対象経費としているため、リースは対象外となります。区分Bにあつては、研修会や訓練の開催において、必要であると認められた場合には対象となりますので、申請前にご相談ください。

Q6. 区分Bのパンフレットやチラシのデザイン料や運搬費は対象となりますか。

A6. 対象になりません。パンフレットやチラシを購入する費用、及び外注せずに自ら印刷するための用紙代やインク代が対象となります。印刷するためのプリンターや電気代は対象外です。

Q7. 防災に係る訓練や研修会において、参加者に対してキーホルダーを配布し

たいが助成の対象となりますか。

A7. 防災の啓蒙用として認められる場合は対象となります。また、配布対象者は自主防災組織（自主防災組織設立を検討している団体）の区域内に居住する市民等となります。

Q8. 防災に係る訓練や研修会において、弁当とお茶の購入を予定しているが助成対象となりますか。

A8. 弁当、飲み物類等の費用は対象外です。ただし、訓練計画により防災を目的として実施する炊き出し訓練に係る非常食等の費用は対象となります。

Q9. 防災資機材を保管する新しい倉庫の購入を考えている。防災倉庫購入に係る運搬及び設置に要する費用は助成されますか。また、設置後古い倉庫の防災資機材を新倉庫に移したいのですが、移動する費用は対象になりますか。

A9. 防災倉庫購入に係る運搬及び設置に要する費用は対象となります。しかし、古い倉庫から新倉庫への移動に係る資機材運搬費用は対象外です。

Q10. 以前に市から貸与された防災資器材が壊れており、修理を考えているが助成対象になりますか。

A10. 防災資機材の点検・修繕・撤去に要する費用は対象外です。

Q11. 交付決定日より前に防災資機材を購入、または、防災研修会を実施した。それに係る費用は対象となりますか。

A11. 対象になりません。自主防災組織等活動支援助成金交付決定通知書の日時以降の経費が対象となりますので注意が必要です。

Q12. 自主防災組織を結成していない町内会や自治会等は助成を受けられないのですか。

A12. 自主防災組織を結成していない町内会や自治会等は、区分 C の自主防災組織結成を目的とした準備支援の助成が受けられます。区分 A、B 及び D は自主防災組織結成後助成を受けられます。

Q13. この助成金は申請したら必ず助成されますか。

A13. 予算の範囲内の助成となりますので、団体が多ければ審査を経て不採択となる団体も発生します。